

下水道事業のお知らせ

下水道は、炊事、洗濯、風呂、トイレなど私たちの生活で使われた水をきれいに浄化して、川に戻すための重要な施設です。

村では、生活雑排水を処理するために以下に紹介する3つの事業に取り組んでいます。

水環境の向上のためにも、水洗化にご協力をお願いします。

事業① 「公共下水道事業」(平成12年度から一部供用開始)

対象地区：伊保内地区（荒谷、二ツ家、鹿島、伊保内上・下、川向、南田、小倉）
長興寺地区（長興寺上・下）

事業② 「農業集落排水事業」(平成14年度から供用開始)

農業集落における生活雑排水やトイレの汚水などを集めて処理し、きれいに浄化された水を農業用水路や河川に戻すための施設です。

対象地区：戸田地区（戸田元村、牛の馬場、館ノ下）

事業③ 「合併処理浄化槽設置整備事業」

事業①「公共下水道事業」や事業②「農業集落排水事業」の事業区域外の方のための事業です。

合併処理浄化槽は、各家庭に設置するもので、微生物の働きで生活排水やトイレの汚水を処理し河川等に放流する施設です。

乗用車1台分程度のスペースがあれば設置でき、汚水処理能力も優れており、当村では合併処理浄化槽を設置する方で、次に挙げる条件を満たしている方に対して、浄化槽設置費用の補助を行っています。

○補助の条件

- ①設置場所が公共下水道や農業集落排水の事業認可区域外であること
- ②村税など公共料金の滞納が無いこと
- ③放流先が確保されていること
- ④個人住宅であること（事業者の場合は床面積の2分の1以上が居住用であること）

○合併処理浄化槽に対する補助額

建物延べ面積等	人槽区分	補助限度額
延床面積 130 m ² 以下	5人槽	414,000円
延床面積 130 m ² 超	7人槽	528,000円
2世帯住宅、 浴室台所2箇所以上設置	10人槽	854,000円

【水洗化に関する助成制度】

当村では、水洗化を進めるため、合併処理浄化槽設置費補助金のほかにも、次のような制度を設けて、水洗化工事を実施する方の負担軽減を図っています。

◎住宅リフォーム助成事業（窓口：I J U戦略室）

住宅のリフォーム工事（水洗化工事も含まれます。）を村内の事業者によって行う場合に「対象事業費の10%」、「10万円を限度」として九戸商業協同組合が発行する商品券を交付します。

【下水道等施設の利用上の注意】

下水道等施設を利用し、快適な生活を送っていただくために、以下の注意事項を必ず守っていただくようお願いします。

○「生ゴミ」や「天ぷら油」、「髪の毛」は流さない

- ・台所、風呂、洗面所等の排水口の網にたまった生ゴミや髪の毛等は、定期的に掃除をして、下水に流さないでください。
- ・天ぷら等で使用した油は、直接下水に流さず、市販の凝固剤や新聞紙等を使用し可燃ごみとして処分してください。

○水洗トイレには溶ける紙の使用を

- ・トイレでは、トイレットペーパー（水に溶ける紙）を使用し、それ以外の紙等はトイレに流さないでください。また、生理用品等はトイレに流さず、燃えるゴミ等で処分してください。

○洗剤の使いすぎに注意

- ・洗濯用洗剤は「石けん」や「無リン洗剤」を使い、洗剤の使いすぎに注意しましょう。

○危険物を流さない

- ・下水に危険物等（ガソリン、シンナー、石油、農薬、殺虫剤など）を流さないでください。

○マンホールの「フタ」を開けない

- ・マンホール、公共マスの「フタ」を開けることは非常に危険です。思わぬ事故につながる場合や大雨のときに下水が噴出する原因になります。

【下水道使用料の口座振替のご案内】

口座振替をご利用いただきますと、毎月20日にご指定の口座から下水道使用料が支払われます。毎回支払のために金融機関に出かける必要がなくなり、大変便利です。口座振替の手続きがまだの方は、ぜひご検討ください。

詳しくは、下記問い合わせ先へご連絡ください。